公　示　送　達　書

令和 8 年 11 月 26 日

石川労働局長　常盤　剛史

下記の書類は当労働局総務部労働保険徴収室に保管してありますから、来局の上受領して下さい。

	住　所（所在地）	氏　名（名称）
送達を受けるべき者	金沢市保古3-131(100号)	株式会社Struggle
	金沢市堀川新町5-1アリマビル3F金沢Rise	PYY合同会社
	金沢市横川2-97サンピア横川607号	エイデック株式会社

送達する書類名	認定決定通知書
	納入告知書
	以下余白

（注　意）　労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第61条の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。